イ　別紙弁済計画表記載の債権番号９の協定債権者への弁済（例外措置Ⅱ～スクレッティングへの弁済）
　弁済しない。
ウ　別紙弁済計画表記載の債権番号10ないし13の各協定債権者への弁済（例外措置Ⅲ～清算会社の元役員及び関連会社への弁済）
　別紙弁済計画表中の第１回弁済額欄記載の各金額
２　第２回弁済（最終弁済）
　清算会社は、一般債権につき、以下のとおり支払う。
⑴　第２回弁済日
　換価終了日の属する月の翌々月の末日限りとする。
⑵　第２回弁済金額
　別紙弁済計画表記載の協定債権者のうち、債権番号１ないし８の協定債権者に対し、第２回弁済原資を、同債権者らの有する各協定債権額から72万円を控除した後の額に応じて按分した額を支払う。
⑶　例外措置
　別紙弁済計画表記載の債権番号９ないし13の各債権者は、第２回弁済に参加しない。
第５　債務免除
　協定債権者は、本協定に基づき弁済を受けた額を除くすべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について、第２回弁済の実施と同時に免除する。
第６　新たな財産が発見された場合
　換価終了日以降に新たな清算会社所有の財産が発見された場合は、清算会社はこれを換価し、共益的債権等を控除した残余財産を弁済原資として、本協定の定める方法に基づいて弁済する。
別紙（省略）
高知地方裁判所民事部

更生手続終結

平成２２年（ミ）第３号
兵庫県加東市栄枝字ヨリフジ405
更生会社　日本グリーン開発株式会社
管財人　森　　恵一
１　決定年月日　平成23年11月17日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済がされ、更生計画に不履行が生じていない。
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第８号
千葉県八千代市ゆりのき台４丁目16番地10
再生債務者　尾形　源祐
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月20日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年２月７日から平成24年２月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

決議に付する決定

平成２３年（再）第７号
宮崎市小松台西３丁目10番地４
再生債務者　大西　長男
１　決議に付する計画案　平成23年11月８日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成24年１月10日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年12月22日
４　議決権者確定の基準日　平成23年12月19日
平成23年11月18日　　宮崎地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第８号
大阪府大阪市西成区玉出西２丁目20番65号
再生債務者　株式会社サトーセン
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年11月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再）第１１号
大阪市北区西天満１丁目３番17号
再生債務者　学校法人辻学園
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年11月17日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
岩手県大船渡市赤崎町字永浜185番地７
再生債務者　有限会社須賀ケミカル産業
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件について、再生計画認可の決定が確定した後３年を経過したため、民事再生法188条２項の規定により再生手続を終結することとし、職権により、主文のとおり決定する。
平成23年11月17日　盛岡地方裁判所一関支部

平成２０年（再）第４４号
大阪府吹田市江坂町５丁目15番１号
再生債務者　株式会社キッドラボ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年11月16日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２１５号
愛知県清須市西堀江1926番地
再生債務者　木村清江こと　蔡　　清江
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月16日から平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２７８号
愛知県半田市旭町５丁目３番地の２ハイレジデンス旭103号
再生債務者　石井　寛司
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月16日から平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２８５号
愛知県弥富市平島中３丁目113番地
再生債務者　鈴木　秀和
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月16日から平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２９９号
名古屋市港区正徳町１丁目42番地の10
再生債務者　鏡味　秀宣
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月16日から平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第３０８号
名古屋市港区港陽３丁目５番16号　丸美ロイヤル築地704号
再生債務者　佐藤　正行
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月16日から平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１１号
愛媛県今治市南日吉町２丁目３番７号
再生債務者　山本吉幸こと　愼　　吉幸
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月16日から平成23年12月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（再イ）第４０１号
北海道江別市朝日町23番地の28
再生債務者　畠山　照悟
１　決定年月日時　平成23年11月21日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年12月12日まで
４　一般異議申述期間　平成23年12月26日から平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部